

人材紹介 手数料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 35%とします。 なお、上記 35%を上限として、求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。 手数料の負担者は求人者とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	学校卒業見込の求職者の斡旋により職業紹介が成功した場合においては、当該求職者の年間賃金の額に関わらず 105 万円とします。手数料の負担は求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 職業紹介依頼時に 10 万円とします。 成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 35%とします。(この時、着手金の 10 万円を差し引いた額とします。) 手数料の負担者は求人者とします。
失業者と県内企業等との雇用マッチング	年間総事業費として 67,084,711 円を上限として、静岡県と合意した額とします。 手数料の負担は静岡県とします。

※ 1. 労働契約における契約期間が 1 年に満たない場合は、契約期間を 1 年間とした場合の年間想定賃金を算定基礎とします。

※ 2. 上記手数料に消費税は含まれております。

許可番号 22-ユ-300358

事業所の名称 有限会社 静岡経営労務管理センター

事業所所在地 藤枝市田沼 3-23-35